

1 ご契約の成立および契約期間について

- (1) 需給契約は、お客さまの需給契約の申込みに対して、当社が供給承諾の意思表示を行ったときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年3月31日までの期間をいいます）の翌年度の末日までといたします。
- (3) 契約期間満了に先だって、お客さまと当社の双方が、需給契約の廃止または変更について申し入れを行わない場合は、需給契約は、契約期間満了後も2年ごとに同一条件で継続されるものといたします。
- (4) 契約期間満了の際は、その旨をお客さまにお知らせいたします。

2 契約電流・契約容量について

契約電流が30A、40A、50Aもしくは60Aまたは契約容量が6kVA以上である需要に適用いたします。

3 料金について

- (1) サービス料金
ひと月につき300円
- (2) サービスと組み合わせられる電気料金メニューと料金表

電気料金メニュー	基本料金（ひと月につき、円）		電力量料金単価（1kWhにつき、円）	
ポイントプラン	契約電流 30A	842.40	最初の120kWhまで	20.68
			120kWhをこえ300kWhまで	25.08
			300kWhをこえる	27.97
おとくプラン	契約電流 40A	1,123.20	最初の120kWhまで	20.68
	契約電流 50A	1,404.00	120kWhをこえ300kWhまで	25.08
	契約電流 60A,契約容量 6kVA	1,684.80	300kWhをこえる	27.97
とくとくプラン	契約電流 7kVA以上	1kVAにつき 280.80	最初の120kWhまで	21.18
			120kWhをこえ300kWhまで	25.08
			300kWhをこえる	26.57

※電力量料金単価には燃料費調整単価は含まれておりません。

※サービス料金と電気の料金単価は消費税等相当額8%を含みます。

4 ご請求金額の計算方法等について

- (1) 月々のセット料金は、契約電流もしくは契約容量によって決まる「基本料金」と、サービス料金およびご使用量に応じて決まる「電力量料金（燃料費調整額を含む）」の合計に、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものといたします。

※燃料費調整額とは：電気をつくるために必要な燃料（原油・LNG（液化天然ガス）・石炭）の価格は、市場や為替等の外部要因により変動します。燃料費調整制度は、これらの価格変動に応じて電気料金を調整するしくみです。当月分の電気料金に適用する燃料費調整単価は、[中部電力ホームページ](#)からご確認ください。

※再生可能エネルギー発電促進賦課金とは：再生可能エネルギーによって発電された電気について、国が定めた単価により購入し、電気事業者が購入に要した費用については、電気を利用する全てのお客さまに、賦課金として、電気のご使用量に応じご負担いただくものです。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、地域間の負担の公平性を保つために国により地域間調整を行い、全国一律単価とされております。電気料金に適用する再生可能エネルギー発電促進賦課金は、[中部電力ホームページ](#)からご確認ください。

<計算方法>

セット料金 = 電気の基本料金（税込） + サービス料金（税込） + 電力量料金単価（税込） × ご使用量 ± 燃料費調整単価（税込） × ご使用量 - 口座振替初回落とし割引額（税込） + 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価（税込） × ご使用量 - おとく割（税込）

※電気料金メニューがおとくプラン・とくとくプランの方は、おとく割が適用されます。

※おとく割は、お客さまがカテエネの利用登録をされていない場合、または、カテエネの利用登録をされているお客さまがカテエネポイントの付与を希望されない場合に適用いたします。おとく割の割引額は、カテエネに利用登録されている場合150円、カテエネに登録されていない場合は100円です。

※全く電気をお使いにならない場合（先月の検針日から当月の検針日までの差引きが0kWhの場合）の基本料金は、半額となります。ただし、サービス料金はこの限りではありません。なお、その場合、おとく割は0円といたします。

※カテエネポイントを料金のお支払いにご利用いただけます。

- (2) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間を1か月間とし、その間のご使用量に基づき計算した金額を請求させていただきます（新規のご契約時等で、やむを得ず検針日に検針できない場合には、翌月まとめて請求させていただくことがあります）。また、お引越し等により、ご使用期間が1か月に満たない場合、日割り計算を行います。

- (3) お客さまが料金を、支払期日（検針日の翌日から30日目）を経過してお支払いいただいた場合は、その経過日数に応じて年利10%（1日あたり約0.03%）の延滞利息をお支払いされた日以降の料金とあわせてご請求させていただきます。ただし、支払期日の翌日から10日目までにお支払いいただいた場合、延滞利息はいただきません。

5 供給電圧および周波数について

供給電圧は、標準電圧100Vまたは200Vといたします。周波数は、標準周波数60Hz（一部地域は50Hz）といたします。

6 工事費等の負担について

契約の開始・変更、設備変更その他お客さまの都合による契約内容の変更により、工事費等の負担金が発生した場合は、お客さまにその工事費等を負担していただきます。

7 お支払い方法について

料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。なお、料金の支払いについては、原則次によります。

・クレジットカード支払 ・口座振替支払 ・振込用紙支払

※クレジットカード支払、口座振替支払をご希望されないお客さまは、振込用紙支払となります。

※クレジットカード支払、口座振替支払をご希望のお客さまで、クレジットカードでのお支払いが承認されない場合や振替ができない場合は、振込用紙でのお支払いに変更させていただくことがあります。

8 使用電力量の計量方法について

使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、検針日における電力量計の読みと前回の検針日における電力量計の読みの差引きによ

り算定いたします。また、計量器の故障等によって、使用電力量を正しく計量できなかった場合には、お客さまと当社との協議によって定めま

9 ご契約の変更・解約およびそれに係る料金について

- (1) ご契約内容の変更またはご契約の解約をご希望される場合は、[中部電力の問い合わせ電話番号](#)へお電話いただくか、または[中部電力ホームページ](#)からお手続きをしていただきます。
- (2) お客さまが契約電流もしくは契約容量を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約電流もしくは契約容量を減少しようとする場合は、当社は需給契約の解約または変更の日に、料金および工事費を精算していただきます。ただし、当社が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむを得ない理由による場合を除きます。

10 当社からの申し出による契約の解約に関する事項について

- (1) お客さまが、次のいずれかに該当する場合には、契約を解約することがあります。なお、この場合にはあらかじめその旨をお知らせいたします。
 - ア 料金を、支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
 - イ 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
 - ウ 基本契約要綱およびお客さまが適用を受ける個別要綱によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金その他基本契約要綱およびお客さまが適用を受ける個別要綱から生ずる金銭債務をいいます）を支払われない場合
 - エ お客さまがその他基本契約要綱およびお客さまが適用を受ける個別要綱に反した場合
- (2) お客さまが次のいずれかに該当し、当社の定めた期限までにその理由となった事実を解消されない場合、契約を解約することがあります。
 - ア お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合
 - イ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
 - ウ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合
 - エ 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用された場合
 - オ その他、当社が定める基本契約要綱およびお客さまが適用を受ける個別要綱に反した場合
- (3) お客さまが、当社へ連絡なく移転され、電気の使用がないことが明らかな場合には、契約を解約いたします。

11 違約金および設備賠償金について

- (1) お客さまが、10 当社からの申し出による契約の解約に関する事項について の(2) イ～エに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1)の免れた金額は、適正な供給条件に基づいて算定された金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できないときは、6か月以内で当社が決定した期間といたします。
- (4) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について、修理可能な場合は修理費、亡失または修理不可能の場合は、帳簿価額と取替工費との合計額を賠償していただきます。

12 需要場所への立ち入りによる業務の実施について

当社（当社が委託した業者を含む）は、当社の供給設備または計量器等需要場所内の当社の電気工作物の設計、施工、改修または検査や、計量器の検針または計量値の確認等を実施するため、お客さまの承諾を得てお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

13 保安に対するお客さまの協力について

- (1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には、当社は、ただちに適当な処置をいたします。
 - ア 電気の供給に必要な電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - イ お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが、当社の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、当社が保安上必要と認めるときは、その期間について、(1)に準じて、適当な処置をいたします。

14 信用情報の共有について

お客さまが、基本契約要綱およびお客さまが適用を受ける個別要綱によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報（お客さまを識別できる情報をいいます）を他の小売電気事業者等へ当社が通知することにあらかじめ同意していただきます。

15 その他

- (1) 上記に記載のない事項については、当社が別途定める基本契約要綱およびお客さまが適用を受ける個別要綱によります。なお、基本契約要綱および個別要綱は、[中部電力ホームページ](#)からご確認いただけます。
- (2) 当社は、基本契約要綱およびお客さまが適用を受ける個別要綱を変更する場合があります。この場合、当社は基本契約要綱およびお客さまが適用を受ける個別要綱の変更の内容をお客さまにお知らせいたします。
- (3) お申込みおよび各種お問い合わせは、下記までご連絡ください。

中部電力株式会社

本社所在地：愛知県名古屋市中区東新町1番地

登録番号：A0270

お問い合わせ電話番号：[こちら](#)からお近くの中部電力の電話番号を確認できます。

（受付時間 [こちら](#)から各種お問い合わせの受付時間を確認できます。）

当社ホームページ URL

<http://www.chuden.co.jp/>

WEB サービス「カテエネ」

<https://katene.chuden.jp/>

●中部電力株式会社取扱販売代理店

◆おりべネットワーク株式会社

お問い合わせ電話番号：0572-24-7733（営業時間 平日 9:00～18:00）

ホームページ URL <http://oribe-net.co.jp/>

<サービスのご利用に関するお問い合わせ>

e-暮らし株式会社

お問い合わせ先：0120-668-539（駆け付けサービス受付時間 24時間・365日受付

上記以外のお問い合わせ等受付時間 9:00～17:40（土曜、日曜、祝日を除く）

※サービス内容については、中部電力ホームページ掲載の[暮らしサポートサービス利用規約](#)をご確認ください。